

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(同)……二

公告

- 建築協定の認可………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所管理課)……四

告示

●東京都告示第千六百二十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一日時 平成二十六年七月三十一日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社レイクニュータウン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 石井 千尋
- (三) 主たる事務所の所在地 中央区銀座三丁目八番十二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七一四八号
- (五) 免許年月日 平成二十四年二月十六日

●東京都告示第千六百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百八十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

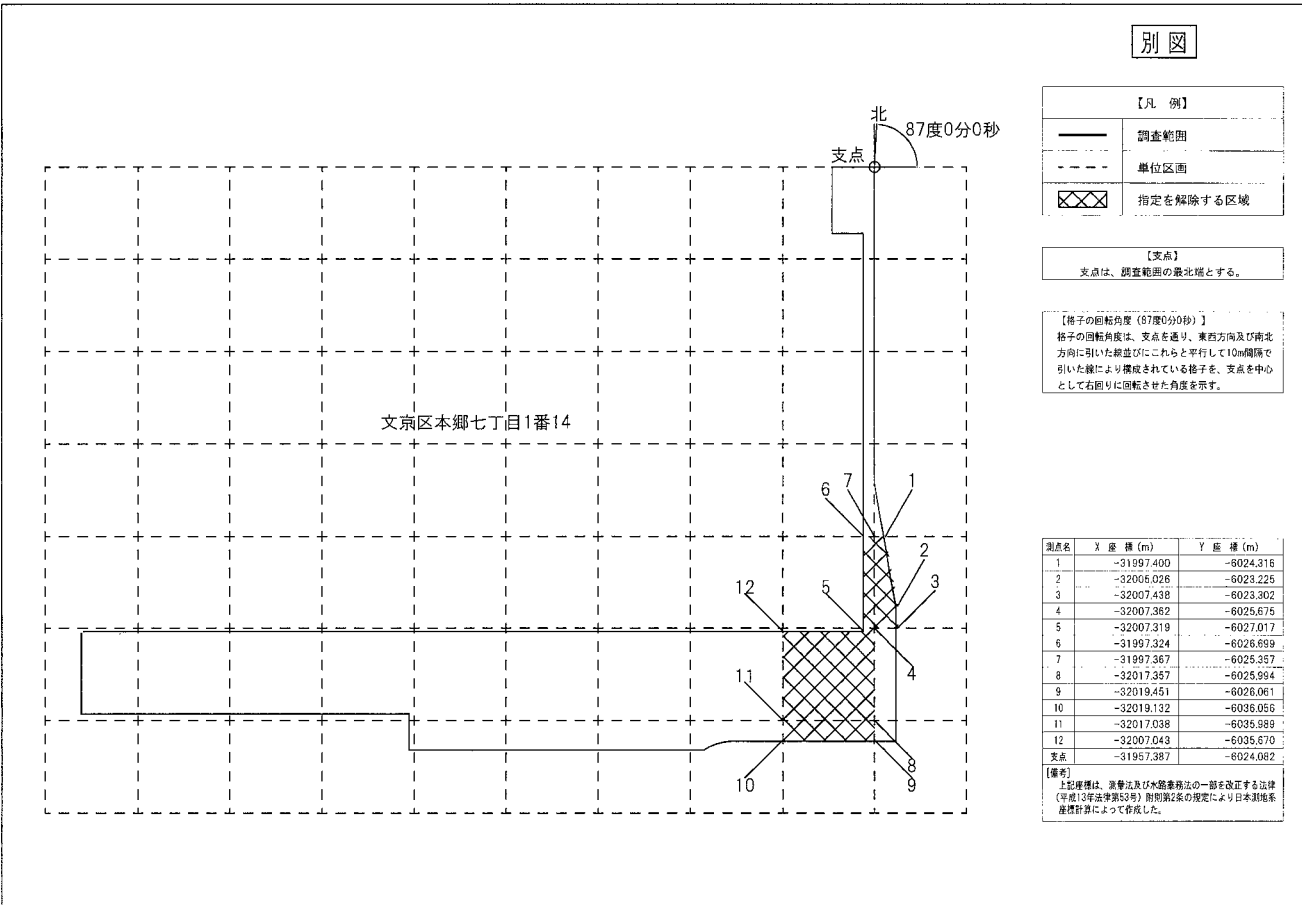
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区本郷七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



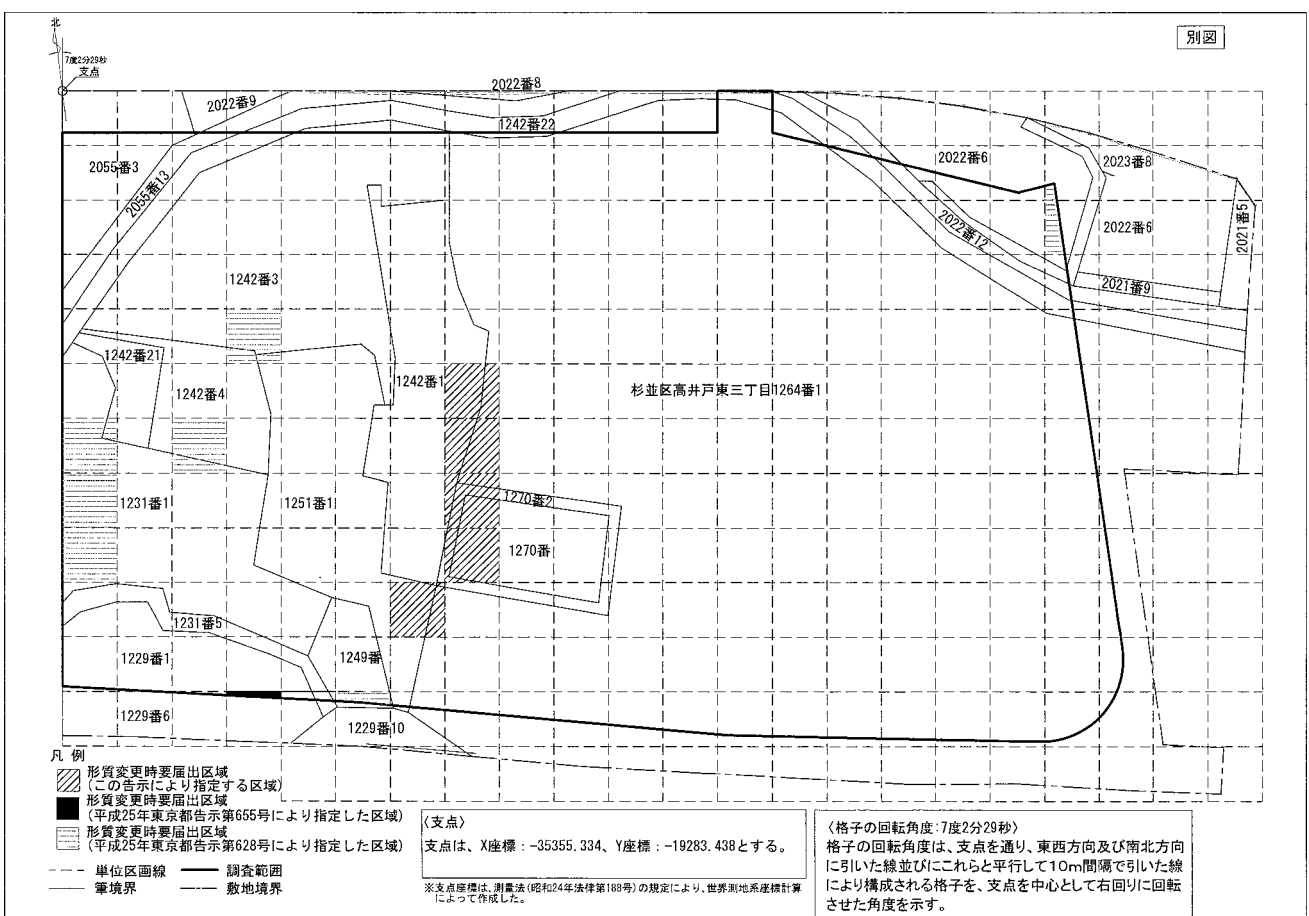
●東京都告示第千六百四十四号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (杉並区高井戸東三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物



●東京都告示第千六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

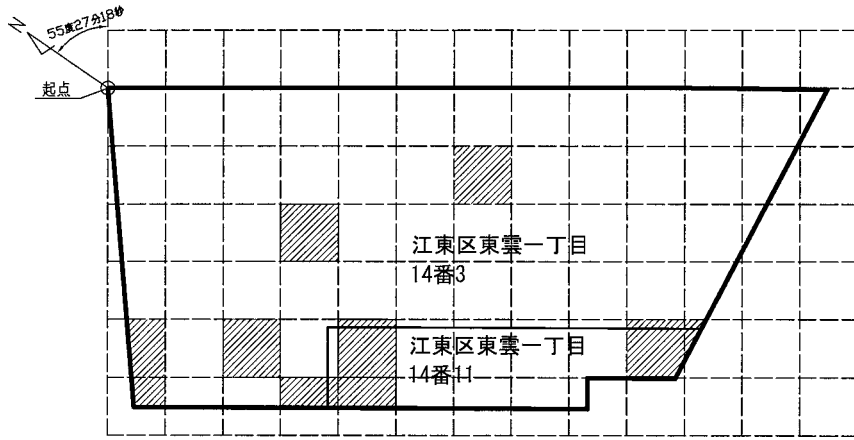
東京都知事 舩添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東雲一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



《起点》

起点は、江東区東雲一丁目14番3の最北端とする。

《格子の回転角度》

55度27分18秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 形質変更時要届出区域
- : 筆境界
- : 単区画線
- : 敷地境界

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

公 告

建築協定の認可について

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定に基づき、次の建築協定を認可したので、同条第二項の規定により、次のように公告する。

なお、この建築協定書の写しは、多摩市役所において一般の縦覧に供される。

平成二十六年七月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 名称 多摩市豊ヶ丘5丁目9番地区建築協定
- 二 目的 住宅地としての良好な環境を高度に維持増進すること。
- 三 協定区域 多摩市豊ヶ丘五丁目九番一から同番十五まで
- 四 協定事項 建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準
- 五 有効期間 認可の公告のあった日から十年間。ただし、期間満了六箇月前までに土地所有者等の過半数の異議申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して更に十年間同一諸条件により更新され、以降も同様とする。
- 六 申請者 大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部 俊則
- 七 認可年月日及び番号 平成二十六年七月二十四日 二十六多建管建築協定認可第十五号